

出納員に対する委任事項（平成20年岩手県告示第99号）の一部を次のように改正し、平成31年4月1日から施行する。

平成31年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前	改正後
<p>14 広域振興局審査指導監の出納員に対する委任事項 (1)～(5) [略]</p>	<p>14 広域振興局審査指導監の出納員に対する委任事項 (1)～(5) [略] <u>(6) 処分のための所管換えを受けた物品の出納、保管及び記録管理を行うこと。</u></p>
<p>16 会計規則第2条第2号に規定する各課等の出納員に対する委任事項 [略]</p>	<p>16 会計規則第2条第2号に規定する各課等 <u>(総務部総務室及び出納局総務課を除く。)</u> の出納員 <u>及び総務部総務室管理課長又は出納局総務課総括課長である出納員</u> に対する委任事項 [略]</p>
<p><u>17 16に掲げるもののほか、総務部総務室の出納員に対する委任事項</u> <u>岩手県立大学等条例を廃止する条例（平成16年岩手県条例第55号）による廃止前の岩手県立大学等条例（平成9年岩手県条例第80号）の規定により生じた授業料の収納及び保管を行うこと。</u></p>	<p><u>17 [略]</u></p>
<p><u>18 [略]</u></p>	<p><u>18 [略]</u></p>
<p><u>20 16に掲げるもののほか、警察本部警務部会計課の出納員に対する委任事項</u> (1) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の4第14項の規定に基づき徴収した放置違反金及びこれに附帯する歳入金（以下<u>20</u>及び<u>28</u>において「徴収金」という。）（出張して直接収納するものを除く。以下<u>20</u>において同じ。）の収納及び保管を行うこと。 (2)・(3) [略]</p>	<p><u>19 16に掲げるもののほか、警察本部警務部会計課の出納員に対する委任事項</u> (1) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の4第14項の規定に基づき徴収した放置違反金及びこれに附帯する歳入金（以下<u>19</u>及び<u>27</u>において「徴収金」という。）（出張して直接収納するものを除く。以下<u>19</u>において同じ。）の収納及び保管を行うこと。 (2)・(3) [略]</p>
<p><u>21 総務部法務学事課の出納員に対する委任事項</u> [略]</p>	<p><u>20 総務部総務室法務・情報公開課長である出納員に対する委任事項</u> [略]</p>
<p><u>22 [略]</u></p>	<p><u>21 [略]</u></p>
<p><u>23 環境生活部資源循環推進課及び廃棄物特別対策室の出納員に対する委任事項</u> (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第19条の8第2項の規定に基づき知事が講じた支障の除去等の措置に要した費用及びこれに附帯する歳入金（以下<u>23</u>において「徴収金」という。）の収納及び保管を行うこと。 (2)～(4) [略]</p>	<p><u>22 環境生活部資源循環推進課及び廃棄物特別対策室の出納員に対する委任事項</u> (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第19条の8第2項の規定に基づき知事が講じた支障の除去等の措置に要した費用及びこれに附帯する歳入金（以下<u>22</u>において「徴収金」という。）の収納及び保管を行うこと。 (2)～(4) [略]</p>

24 [略]

25 [略]

26 [略]

27 [略]

28 [略]

29 [略]

23 [略]

24 [略]

25 [略]

26 [略]

27 [略]

28 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。